

静岡地方裁判所委員会（第41回）議事概要

第1 日時

平成31年3月26日（火）午後1時30分から午後3時30分

第2 場所

静岡地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

荒田和寿，伊藤みさ子，渋谷浩史，鈴木貴子，関口剛弘，高田ちはや，丹沢哲郎，鳥羽山直樹，三角比呂，矢崎敦夫，渡辺暖（五十音順，敬称略）

（ゲストスピーカー）

静岡地方裁判所刑事部 部総括裁判官 伊 東 顕

静岡地方裁判所事務局総務課 課長補佐 榎 山 義 一

静岡地方裁判所事務局総務課 広報係長 小坂橋 秀 志

（事務局）

静岡地方裁判所刑事首席書記官，同事務局長，同総務課長，同総務課庶務係長

第4 議題

「裁判員広報」について

第5 議事

1 議題についての説明及び意見交換

(1) ゲストスピーカーからの説明

静岡地方裁判所の榎山義一課長補佐から裁判員裁判の制度について，小坂橋秀志広報係長から静岡地方裁判所における裁判員広報について，それぞれ説明がされた。

(2) 質疑応答及び意見交換

（○：委員（裁判所委員を除く。） ●：裁判所委員 △：説明者）

○ 学校，PTA等へ裁判員制度の出前講義を行っているということだが，どのような事をきっかけとして出前講義を行っているのか。

△ 裁判所のウェブサイト上の「広報活動について」の中に裁判員制度出前講

義実施に関する記事を掲載しており、多くは、同サイトを見た団体等から問い合わせがあり、それをきっかけとして出前講義を行っている。

○ 学校現場においては、教育委員会を通じて、例えば、校長会で裁判員制度の出前講義のチラシを交付する方が、個別に学校に案内をするよりも大きなPRになるし、そのような協力は可能である。

○ 現在、学校教育では自分で課題を見つけて解決していくという教育が重要視されており、その一つとして法教育は重要であり、適切な教材である。したがって、教育段階で裁判員制度自体を理解してもらうことは重要であると考えている。

○ 検察庁における広報活動としては、学校関係でいえば、平成30年度には小学生（ただし、5年生、6年生の高学年）、中学生、高校生を対象に刑事裁判をテーマとして法教育講座を行った。平成30年度は、法教育講座の案内を県内の937校に送付し、うち、延べ44校から申込みがあった。

また、教員に対しても夏休み期間を利用して法教育講座を行っており、その際には裁判所とも連携をとり、法廷見学を行うといったこともしている。

なお、企業側に対しても広報活動を行っていきたいと考えているが、なかなか難しいところであると感じている。

○ 学校に対して広報活動をするのであれば、教育委員会、校長会を利用し、PRをした方が効果的である。

○ 全校一斉に情報を流す時を利用する等、方法やプロセスを経れば効果は大きい。

○ 静岡における裁判員候補者の辞退率、出席率がどのくらいかを教えてもらいたい。

△ 静岡地裁管内においては、裁判員候補者として実際に呼出状を送付した方のうち、3割程度の方が当日の選任手続に参加しており、東京等、大都市においては若者が多いということもあり、辞退も含めた出席率は静岡地裁管内よりも高いと聞いている。

○ 例えば、静岡県内で裁判員裁判が最初に行われた日にイベントを行うなど、記念日的な日をターゲットに広報活動すればマスコミとしては記事として取り上げる可能性が高くなりやすい。

また、裁判員裁判の経験者に対し出来る限り自由に取材をすることが可能となれば、記者側としても記事の内容に工夫の余地がでてくるため、効果的な広報活動が期待できるのではないか。

- 裁判員となった方は、本人の了承があれば実名を公表してもいいのか。
- △ 本人の了承があれば実名を公表してもよい。
- 選任された裁判員の性別、年齢等の分布状況が分かれば、こういった人をターゲットに広報活動を行えばいいのか明確になってくるのではないか。
- 感覚として引き受けてもらえない世代はあるのか。
- △ 感覚的には各世代に引き受けてもらっていると思うが、引き受けることができるか否かは経済的な背景事情も影響するので、20歳前半の方は仕事を休むことが難しいという理由等で引き受けてもらえないことがある一方で、70歳を超えた方は辞退できるが積極的に参加していただいているという印象もある。
- 裁判員経験者の座談会の中で裁判員経験者の方からの意見を聞いたところ、「企業では公休扱いにするところもある」との声がある一方で、「個人事業主の方は仕事の関係で日程調整が難しい」、「企業側がより参加しやすい体制をつくる工夫をしてくれるとありがたい」といった話があった。
- 自営業の場合、一人が欠けるというのは相当な負担である。大企業だけでなく、こういった自営業等の小規模の企業に対して理解を得ていかないと参加者は増えないのではないか。そういう意味からすれば、裁判員の方のみにアンケートをとるのではなく、裁判員の方が勤務する企業の人事の担当者等にアンケートをし、社員が裁判員になったことで企業側にどのような負担があったのか、企業側の工夫によりその負担感を少なくすることができたのか等を聞き、それを広報活動に利用することによって、中小企業に勤務する方が参加しやすい状況をつくることのできるのではないか。
- 経営者側に対する意見聴取はしているのか。
- △ 地元の商工会議所の会議の際に説明に行った。また、裁判員経験者の意見交換会の中で、会社からこういった協力を得られたか等を聞く機会はある。
- どこをターゲットにするか決めた上で工夫をしていくことは重要である。例えば、市では、女性の消防士の希望者を増やすため、5分から10分程度

のDVDを制作し、それを学校等に貸し出している。結果的にそれを見て消防士を希望する女性がいる。

○ 自営をしている身としては、一人が欠けると影響が大きく、何日も拘束されると非常に大変であるというのが正直な感想である。実際に裁判員をやりたいといった方たちはどのような理由でそのような考えに至ったのか。

△ 裁判は正義の実現のために行われるものであるところ、その正義の実現のため、犯罪をした者がどのような流れで処罰を受けるのかを知りたいといったことや、特に高齢の方は社会参加をするためといった理由から裁判員を引き受けているという印象である。

● 裁判員をやる前はそれほど積極的ではない方も実際に裁判員を行うと、裁判の進行を体験し、当事者の話を聞き、裁判官や他の裁判員の方と議論することにやりがいを感じ、また、大きな充実感があったという感想を聞くので、こういったところに裁判員をやりたいと考える理由があると思われる。

○ 仕事の事を考えると躊躇するところではあるが、裁判員の感想を聞くと、実際にやってみたいという気持ちになる。裁判員を実際に経験した人の話をもっとたくさん聞いてみたいと思うし、また、自分が裁判員をやリ、その経験を他の人に話していくことができたらいいと考える。

○ 会社員が裁判員を務めるために必要な休暇を取るとは労働基準法第7条で認められており、また、公務員は職務免除を受けることができるので、候補者通知を受けた方に対してこういった規定等があることを伝えることも必要である。

○ 裁判員制度について、素人の国民が参加することで裁判官は余計な仕事が増えていないのか。

裁判員経験者の意見をもっと多く広報していくべきであることは同感である。そもそも裁判員制度の趣旨は、国民が司法を身近に感じ、裁判員を経験することで、リスクのない犯罪のない社会になる、国民の倫理を向上させる点にあるべきと考えるが、それにもかかわらず辞退せざるを得ない理由があるのであれば、それをもっとオープンにしていく時期であると考えます。

○ 素人の国民が裁判員裁判に参加することのメリットはあるのか。

△ 裁判員裁判が始まる前の裁判と裁判員裁判の判断がそれぞれ間違っていない

いということになれば、司法に対する国民の信頼は高まると考えている。裁判員裁判となってから法廷で証拠を調べていくので、法廷の中で裁判の帰趨が分かっていくという意味で透明性がかなり高くなっているとも感じている。

また、裁判員の方と議論をすると今まで当たり前と考えていた事を一から考え直すという意味で裁判官にとってもよい事であり、裁判員の方に分かりやすく説明するといった過程を経ることでよりよい判断が導かれるという意味でいい効果を生んでいるのではないかと感じている。

○ 社会保険労務士は中小企業の経営者と話す機会が多いので、社会保険労務士が裁判員制度を理解することによって、社会保険労務士が中小企業に対し、裁判員に関する休暇の取扱い等について、適切なアドバイスができるのではないか。社会保険労務士会で行っている研修の機会に出前講義等を行っていただくといった協力はできると思われる。

● 教育関係やマスコミ等と連携をしてそれぞれの特性を活かすことが大事であると感じた。裁判員裁判は実際に見てもらえれば分かりやすいものであると思われるので、いろいろなチャンネルを有効活用すれば広報の効果は出るのではないか。

また、裁判員裁判に参加することは可能であるが、何らかの理由により躊躇してしまう方を対象として、広報活動をしていくことが非常に重要であると感じた。

○ そもそも出席率の推移、また、出席率が低下している原因は何か。

△ 裁判員裁判が始まった当初は、マスコミでも大きく取り上げられ、出席率、参加意欲は高かったが、日常的に裁判員裁判が行われていく中で、マスコミでも取り上げられることが少なくなり、次第に出席率、参加意欲が低下していったという印象である。

○ 出席率が低下している原因を分析していかなければ、効果的な広報活動はできないのではないか。

● 例えば、長期にわたるような難しい事件はより一層参加しにくいといったようなこともあり、出席率低下の要因は裁判所でも検討しているところではある。ただ、そもそも裁判員裁判の関心が薄れていっているといった事情も

あるので、このような中でより効果的な広報活動はどのようなものがあるか考えていく必要があると考えている。

また、企業側の環境整備の部分も非常に重要であり、企業側に対する働きかけということも考えていかなければならないと思っている。そういったことから、例えば、商工会議所へ出向き、出前講義実施に関する宣伝活動をしたり、意見交換の場で企業側の意見を聞いたりすることはしている。

○ 裁判員制度を10年間実施したことで日本の刑事裁判はどのように変わったのかを検討し、裁判員制度の存在意義を広報してはどうか。例えば、訴追側からの証拠開示が早くなった、協力してもらえるようになったという点はいいことである。

△ 裁判員裁判が始まり、検察官の手持ち証拠を開示するということが法律上規定されたことで、裁判員裁判以外の裁判でも検察官の手持ち証拠が開示されることになり、この意味でも裁判の透明性、公平性が高まることとなった。

また、分かりやすい証拠が出てくることで、証拠の選定がしやすくなり、重要な証拠が何かの判断がしやすくなったという印象である。

○ 裁判員裁判が始まったことによる効果は重要であると考える一方で、それはあくまで法曹三者からの目線であり、それを話したところで裁判員には伝わらない。裁判員にとって何がよかったのか、国民の目線から考えていけない裁判員には伝わらないのではないか。

○ こういった制度を定着させていくのは文化の問題であり、そういう意味で教育は大事であると感じた。

○ PR、啓発のための機関としてテレビや新聞等を利用することは広報活動の一つとしてあるが、出席率からすれば、制度自体の議論もしていく必要があるのではないか。そこは分けて考えていただき、裁判員制度に関するデータを開示していき、テレビ、新聞等で公表していくことで、制度自体に対し、一般人からの率直な意見を聞く機会をつくってもいいのではないかと感じる。

4 次回テーマ

「民事調停制度の積極的な活用を促すための方策」について

5 次回期日

追って調整（平成31年7月を予定）